

2. 資本取引の取引種類別報告書等一覧

- ・許可に関するものを除く。
- ・様式の「報〇」は報告省令の別紙様式番号、「為〇」は外為省令の別紙様式番号を示す。

1. 報告書

(平成 24. 1. 17 現在)

取引の種類	該当する報告書の名称	様式	報告期限	提出部数
1. 資本取引の報告 <u>居住者・非居住者間の取引</u> (1) 証券の取得または譲渡 ・ 1 億円相当額超の場合 (2) 証券の発行・募集 ・ 10 億円相当額以上の場合 (3) 本邦不動産（含む権利）の取得	・ 証券の取得又は譲渡に関する報告書 ・ 証券の発行又は募集に関する報告書 ・ 本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書	報 13 報 21 報 22		
2. 対外直接投資 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ただし、投資先が次の業種の場合 は事前届出となる イ. 漁業（水産動植物の採捕事業） ロ. 皮革または皮革製品製造業 ハ. 武器の製造業 ニ. 武器製造関連設備の正常業 ホ. 麻薬等の製造業 </div> (1) 居住者（当該居住者の完全子会社を含む。）による出資比率が 10% 以上の外国法人が発行する証券の取得 (2) 上記（1）以外の対外直接投資先が発行する証券の取得 (3) 上記（1）に係る非居住者への譲渡、対外直接投資に係る金銭の貸付の放棄・免除に伴う債権の消滅 (4) 上記（2）に係る非居住者への譲渡	・ 対外直接投資に係る証券の取得に関する報告書 < 10 億円相当額未満は報告不要 > ・ 証券の取得又は譲渡に関する報告書 < 1 億円相当額以下は報告不要 > ・ 対外直接投資に係る証券の譲渡並びに債権の放棄及び免除に関する報告書 < 10 億円相当額未満は報告不要 > ・ 証券の取得又は譲渡に関する報告書 < 1 億円相当額以下は報告不要 >	報 16 報 13 報 19 報 13	契約後 20 日以内 ・ 証券の取得等については、取得又は当該取得等に係る支払等をした日のいずれか遅い日から 20 日以内 ・ 不動産の取得等については取得から 20 日以内	1 通

2. 届出書

取引の種類	該当する届出書の名称	様式	届出期限	提出部数
<p>対外直接投資</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>届出対象 投資先が次の業種の場合 イ.漁業（水産動植物の採捕事業） ロ.皮革または皮革製品製造業 ハ.武器の製造業 ニ.武器製造関連設備の正常業 ホ.麻薬等の製造業</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・証券の取得 ・金銭の貸付 ・支店等の設置・拡張に係る 資金の支払 ・上記届出に係る変更届出 ・上記届出のうち、証券の非居住者への譲渡、金銭の貸付の放棄・免除に伴う債権の消滅 	<ul style="list-style-type: none"> ・対外直接投資に係る証券の取得に関する届出書 ・対外直接投資に係る金銭の貸付契約に関する届出書 ・対外直接投資に係る外国における支店等の設置・拡張に係る資金の支払に関する届出書 ・対外直接投資に係る変更届出書 ・対外直接投資に係る証券の譲渡並びに債権の放棄及び免除に関する報告書 	<p>為 17</p> <p>為 18</p> <p>為 19</p> <p>為 20</p> <p>報 19</p>	<p>取引日前2か月以内</p> <p>取引後 20日以内</p>	<p>3通</p> <p>1通</p>
<p>資本取引の相手方の 報告不要の届出</p> <p>--対外直接投資の事後報告について 一括報告を行おうとする場合の 手続き</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資本取引の相手方となる者の報告を要しない届出書 (変更)・資本取引の相手方となる者の報告を要しない 変更届出書 (消滅)・資本取引の相手方となる者の報告を要しない 終了届出書 	<p>報 6</p> <p>報 7</p> <p>報 8</p>	<p>開始前 1 か月 前まで</p> <p>変更後 14 日 以内</p> <p>終了前 1 か月 前まで</p>	<p>3通</p>